

## 特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督の状況（平成21年度）

### 1 取りまとめの趣旨

特別の法律により設立される民間法人（民間法人化された特殊法人・認可法人）については、各所管官庁が、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）（以下、「指導監督基準」という。）に基づき、適時・適切な指導監督を行い、毎年度その状況を公表することとされ、総務省は、各所管官庁が公表したものを取りまとめることとされています。

### 2 指導監督基準

指導監督基準は、特別の法律により設立される民間法人に関する政府としての統一的な指導監督の基準を整備したもので、その事業、機関（役員等）、財務・会計、株式の保有、情報公開等について定めています（別添「指導監督基準」参照）。

### 3 対象法人

平成21年度末における指導監督基準の対象法人は、9省庁38法人となっています。

所管官庁名	法人数
警 察 庁	1
金 融 庁	1
総 務 省	4
法 務 省	2
財 務 省	1
厚生労働省	11
農林水産省	5
経済産業省	9
国土交通省	4
計	38

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7（1）ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央金庫等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

### 4 指導監督の状況

所管省庁の指導監督によって、指導監督基準の充足率は、毎年度上昇しており、平成21年度末現在、法人全体の指導監督基準の充足率は96.8%（延べ1,387事項のうち1,342事項が充足）となっています。

監査役員、役員及び評議員の在任年齢規程の未整備などにより、延べ45事項が指導監督基準を充足していない状況にありますが、各所管官庁では、引き続き指導監督を行い、その適正化を図っています（詳細は、別添「平成21年度における所管官庁の指導監督状況」参照）。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
指導監督事項の充足率	94.8%	95.8%	96.8%

各基準別にみると、次のような状況となっています。

- ① 事業に関する基準の充足率は、98.6%（延べ 215 事項のうち 212 事項）となっています。未充足の 3 事項（3 法人）は、手数料収入の区分経理等による管理の未実施などです。

指導監督基準	充足率		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
<b>事業に関する基準</b> ・経常的経費を補助金に依存しない ・独占事業の弊害克服措置を講じる ・手数料等の算定根拠の公表 など	95.8%	96.7%	98.6%

- ② 機関（役員等）に関する基準の充足率は、93.5%（延べ 611 事項のうち 571 事項）となっています。未充足の 40 事項（11 法人）は、監査役員、役員及び評議員の在職年齢規程の未整備などです。

指導監督事項	充足率		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
<b>機関（役員等）に関する基準</b> ・役員選任規程の整備 ・外部監査役員の登用 など	90.7%	92.4%	93.5%

- ③ 財務・会計に関する基準の充足率は、99.4%（延べ 164 事項のうち 163 事項）となっています。未充足の 1 事項（1 法人）は、公認会計士監査の未実施です。

指導監督事項	充足率		
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
<b>財務・会計に関する基準</b> ・企業会計原則等による会計処理 ・余裕金の適切な運用 ・長期借入金の返済計画の策定など	98.2%	98.8%	99.4%

- ④ 株式の保有等に関する基準の充足率は、93.8%（延べ 16 事項のうち 15 事項）となっていま

す。未充足の1事項(1法人)は、株式会社等への出資を行っている法人があることです。

指導監督事項	充足率		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
株式の保有等に関する基準 ・法定業務である場合を除き株式を保有しないこと など	81.3%	81.3%	93.8%

⑤ 情報公開に関する基準の充足率は、100.0%(延べ381事項のうち381事項)となっています。

指導監督事項	充足率		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
情報公開に関する基準 ・業務、財務情報のホームページによる公表 など	100.0%	100.0%	100.0%

別添1 平成21年度における所管官庁の指導監督状況(PDF)

2 参考「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(PDF)